

住まいの地震対策②

今回は建築年月日による対処の仕方を具体的に述べたいと思います。

① 確認申請が「昭和56年6月1日」 以前の家屋の場合（旧耐震基準）

大地震の直撃を受けると倒壊する可能性が高いです。回避するためには、「耐震診断」を受けて耐震強度を確認し、必要な補強工事をしてください。

※このケースの建物(木造住宅)の場合、市に「無料簡易耐震診断」制度があり、耐震改修工事を行うと最大50万円が補助されます。詳細は市役所建築課に問い合わせてください。

② 確認申請が「昭和56年6月1日～平成12年5月31日」の家屋の場合（新耐震基準）

新耐震基準を満たしていますが、基礎と柱などの接合部が弱いと思われます。小さな地震でも揺れ方が大きいと感じるときは、「耐震診断」を受けると良いと思われます。

③ 確認申請が「平成12年6月1日」 以降の家屋の場合

建築基準法に基づき、平成12年6月1日以降に建てられた住宅は、耐震性がかなり増強されており、大地震の直撃を受けてもそのまま住み続けられると思われます。平成23年に起きた東日本大震災以降に建築された住宅は、さらに耐震強度が増していると思われます。

最近の地震被害は、建物の倒壊被害もさることながら、家具などの器具倒壊による人身事故が増加傾向にあります。ストーブの上にあるやかんや鍋の熱湯による火傷、転倒した家具や冷蔵庫の下敷きによるケガ、散乱した食器破片による切傷などが主な事故です。家具の転倒や収納物の散乱については、作りつけすることや家具の固定方法や配置、購入時に家具の形状を考慮すると、人身事故での被害を最小限に抑えられますので、前もって対策を講じておくことが肝要です。

■問い合わせ なよろっぽい家づくりの会事務局
(NPO法人なよろ観光まちづくり協会内)
☎01654@6711

空き家を適切に管理しましょう

●使われていない家も、個人の大切な財産です

全国で空き家が増加し問題視されています。ですが、空き家であることが問題ではなく、家の手入れをしない状況が続く、劣化が進むことが最大の問題なのです。その結果、家の一部が壊れたり、風で飛び散ったりして、他人に危害を加えてしまうと、民法の規定で所有者や管理者が管理責任を問われ、損害賠償などに発展する例もあります。空き家は個人の私有財産ですが、周辺に危害を及ぼすことは許されません。



●さまざまな事情で空き家の管理者になる事があります

親が亡くなったため住んでいた家が空き家となったことのほか、親が老人ホームなどの施設に入所したため空き家になっていることや、相続の関係で遠い親戚の家の管理者となる可能性もあります。たとえ、土地や建物の相続において、家庭裁判所で相続放棄の手続きを行ったとしても、相続財産管理人が選任され、管理を始めるまでは、管理義務が残っていますので、管理しなければなりません。この義務を怠り、周囲の住民などに被害を及ぼしてしまうと法的な賠償責任を追及される場合があります。（民法第940条）

●空き家を適正に管理しましょう

空き家になったら、まずご近所に空き家になることを連絡し、併せて万が一のために自分の連絡先を伝えておきましょう。また、月に1度は点検を行い周囲に迷惑をかけないように配慮しましょう。



●資産価値のあるうちに有効活用しましょう

将来に渡り使う予定のない場合には、資産価値が低下しないうちに売却するのも一つの方法です。市内の宅地建物取引業者に相談してみましょう。市では空家バンクを開設し、空家や空き地の情報提供を行っています。市と協定を結んだ市内宅地建物取引業者に掲載を相談しましょう。



※登録できる土地建物については一定の条件があり、また、市が売買や賃貸借契約などを行うものではありません。

問い合わせ

環境生活課環境・生活安全係（名寄庁舎1階）
☎01654@2111(内線3126) FAX 01654@4011
HP : <http://www.city.nayoro.lg.jp/>